

確約計画認定までの流れ


 ニシムタに対する
独禁法違反の疑いで調査

公正取引委員会


 ニシムタに対し、
確約手続通知

 確約計画を
自主的に作成・申請

ニシムタ


 認定要件を
満たすか確認

公正取引委員会

認定

1 違反被疑行為の概要

ニシムタ

- 南九州（熊本県、宮崎県及び鹿児島県）において、ホームセンター等[※]を展開
- 鹿児島県内の小売市場における売上高が鹿児島県に本社を置く事業者として第2位

※ ホームセンターのほか、食品を小売販売する業態を組み合わせたいわゆる「スーパーセンター」も展開している。

優越的地位の濫用の疑い

協賛金等の負担の要請

- ・ 契約書等で合意した上で「商品管理費」、「開店広告協賛」、「物流支援費」名目で金銭の提供を要請
- ・ 算出根拠や用途等が不明確
- ・ 納入業者の直接の利益といえない

従業員等の派遣の要請

- ・ 新規・改装開店時の商品陳列等を要請
- ・ 納入業者に派遣費用の請求を行うよう求めているものの、当該求めに応じず、請求しない意思表示を行った納入業者については、派遣費用を支払っていない

- ニシムタに対する取引依存度が大きい
- 他の事業者との取引拡大等によっては、ニシムタとの取引と同等の売上高確保が困難
→ 経済上の利益の提供要請を拒めない

納入業者

独占禁止法上の考え方

取引上の地位が納入業者に優越している事業者が、当該納入業者に対して、

- ★ 協賛金等の名目による金銭の負担を要請する場合であって、当該協賛金等の算出根拠、用途等について、当該納入業者との間で明確になっておらず、当該納入業者が負担の必要性を合理的に判断することができない場合には、あらかじめ当該納入業者との間で契約書等により合意していたとしても、
- ★ 従業員等を派遣させて本来自らが行うべき役務を行わせる場合、当該納入業者が派遣費用を請求しない意思表示をしたとしても、派遣費用を負担しない場合には、

優越的地位の濫用として問題となるものと考えられる。

2 確約計画

概要

- ① 違反被疑行為の取りやめ
- ② 違反被疑行為の取りやめ等を取締役会において決議
- ③ 納入業者への通知
従業員等への周知
- ④ 納入業者への返金等（金銭的価値の回復措置）
- ⑤ 違反被疑行為と同様の行為を行わないこと
- ⑥ コンプライアンス体制の整備
- ⑦ 上記①から⑥までの履行について、第三者による監視
- ⑧ 履行状況の報告

認定

- 措置内容の十分性
 - ・ 過去の独占禁止法第19条（優越的地位の濫用）違反事案の措置内容を全て含む
 - ・ 金銭的価値の回復措置（50社に総額約7億3000万円の返金）
 - 納入業者にとっては違反被疑行為により被った不利益に係る被害救済の効果
 - 違反被疑行為の再発防止
- 措置実施の確実性
 - ・ 措置の内容ごとに実施期限を設定
 - ・ 措置の履行状況の報告を実施